

奥州市下水道事業経営戦略

(平成 28 年度～平成 37 年度)

奥州市都市整備部下水道課

目次

公共下水道事業

1. 事業概要	1
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
投資・財政計画（収支計画）	5

特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要	7
2. 経営の基本方針	9
3. 投資・財政計画	9
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	10
投資・財政計画（収支計画）	11

農業集落排水事業

1. 事業概要	13
2. 経営の基本方針	15
3. 投資・財政計画	15
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	16
投資・財政計画（収支計画）	17

特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業）

1. 事業概要	19
2. 経営の基本方針	21
3. 投資・財政計画	21
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	22
投資・財政計画（収支計画）	23

経営比較分析表

公共下水道事業	25
特定環境保全公共下水道事業	26
農業集落排水事業	27
特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業）	28

奥州市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奥州市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成32年4月1日(全部適用)
処理区域内人口密度	30.9(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	一部有
処 理 区 数	2処理区(北上川上流流域下水道胆江処理区、前沢処理区)		
処 理 場 数	1箇所(前沢下水浄化センター) ※北上川上流流域下水道胆江処理区の汚水は、岩手県が管理する水沢浄化センターで処理をしています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	水沢区、江刺区及び胆沢区では流域関連公共下水道として事業実施しており、数度にわたる拡大変更を経て平成20年に旧市町村の計画諸元設定等の考え方を整理し、奥州市公共下水道全体計画を策定しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(1月につき):1,000円 従量料金(汚水の量1m ³ につき)10m ³ 以下の分:80円、10m ³ を超え20m ³ 以下の分:120円、20m ³ を超え30m ³ 以下の分:140円、30m ³ を超え40m ³ 以下の分:160円、40m ³ を超え50m ³ 以下の分:180円、50m ³ を超え100m ³ 以下の分:190円、100m ³ を超える分:200円 ※(基本料金+従量料金)に消費税を加えた額が使用料となります。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	上記一般家庭用使用料体系と同じです。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	臨時用(一時使用する場合) 従量料金(汚水の量1m ³ につき):200円 ※従量料金に消費税を加えた額が使用料となります。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載
	平成26年度	3,240 円	平成25年度
	平成27年度	3,240 円	平成26年度
			平成27年度
			3,635 円
			3,724 円
			3,745 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成27年度は正規職員18人です。 平成27年度地方公営企業決算状況調査においては、公共下水道事業に9人、特定環境保全公共下水道事業に1人、農業集落排水事業に4人及び特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)に4人としています。
事業運営組織	平成18年2月20日に2市2町1村が合併し、奥州市となった際、本庁及び5つの総合支所体制となりました。合併時の下水道課職員数は28人でしたが、組織集約等で職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ施設点検清掃業務、流量計保守点検業務、浄化センター運転管理業務、汚泥処理業務、水質検査業務、電気保安業務、使用料徴収事務業務、排水設備審査・検査業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成26年度決算「経営比較分析表」(平成27年度に策定・公表)を添付しております。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の下水道事業について、経営の状況及び課題を把握するため、経年比較や他市町村との比較等による分析を行いました。

2. 経営の基本方針

○効率的な汚水処理と経営の安定化

市内全域を見渡した総合的な奥州市汚水処理基本計画を策定し、効率的な汚水処理の推進を図るとともに、水洗化人口の増加のために普及を促進することにより、衛生的で快適な生活環境の確保と水環境の保全に努めます。

①広域的な汚水処理計画の策定と実施

公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの施設において、総合的に判断し、統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努めます。

公共下水道は、未普及地域の早期概成に努め、持続的な汚水処理システム構築に向け整備を進めます。

②効率的な維持管理

維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図るため、ストックマネジメント手法を踏まえた計画的な維持管理に努めます。また、下水道ストックマネジメント支援制度などの交付金事業を有効に活用し、施設の健全化に努めます。

③水洗化促進と健全な経営

供用開始区域における水洗化普及促進を強化します。また安定した汚水処理サービスを提供するため、地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入することにより、健全かつ安定的な事業経営を構築します。

④下水道業務継続計画(下水道BCP)の活用

大規模災害や長期停電などでも、ライフラインである下水道の使用を継続できるように下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、市民生活の停滞を防止するように努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) 別紙

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

未普及地域解消のため、引き続き下水道整備を進めていきます。奥州市汚水処理基本計画により、本計画期間中は、水沢区を中心に年間約9億円を投入し、普及率上昇の推進を図ります。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠建設については、引き続き整備を進めます。改築等については、前沢下水浄化センター及び管路施設において、長寿命化計画による整備を予定しており、本計画期間中の事業費は、年間約6千万円を見込んでいます。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

公共下水道に隣接する農業集落排水施設で、老朽化が著しい施設から公共下水道への統合(接続)工事を実施し、汚水処理事業の効率化を図ります。本計画期間中は、6地区の汚水処理施設からの接続工事を予定しており、総額8億円の事業費を見込んでいます。

○投資の平準化に関する事項

奥州市汚水処理基本計画により、本計画期間中は、投資額が一時増加しますが、その後は投資を抑える計画となります。

○民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

本計画期間中は、見込んでおりませんが、将来的には他市の状況を見ながら検討します。

○防災・安全対策に関する事項

下水道業務継続計画(下水道BCP)により、毎年職場内研修を実施し、災害発生の際は市民生活の停滞を防止するように努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

建設改良費に係る財源は、事業費の1/2について、社会資本整備総合交付金を見込んでいます。そのほかは、企業債の借入れ及び受益者負担金での財源確保を見込んでいます。一般会計からの繰入れを極力減らすために、水洗化の向上と資本費平準化債の発行を計画しています。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により、使用料収入の減少が見込まれますが、整備済区域の拡大に加え、今後整備区域における水洗化率の向上に努めることで減少を抑えます。また経営の安定化を図るため使用料の見直しの検討を進めます。

○企業債に関する事項

企業債は、主に社会資本整備総合交付金と受益者負担金を充てた残りの財源として借入れれます。そのほか特別措置債、資本費平準化債及び公営企業会計適用債を計画しています。

借入額は、前期の平成32年度までは増加傾向となりますが、後期は特別措置債及び資本費平準化債の借入額が減るため、減少していきます。

○繰入金に関する事項

都市下水道維持管理経費は、雨水処理に要する経費として全てを繰入金とし、一般管理経費、流域下水道維持管理経費及び公債費のそれぞれの一部に充てることで算定しました。

都市下水道維持管理経費及び公債費は、基準内繰入れて算定し、地方交付税措置の対象としております。

○資産の有効活用に関する事項

本計画期間中は、該当ありませんが、将来的には他市の例を見ながら検討します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

水道事業の包括的民間委託等の状況を踏まえ検討してまいりますが、現状では経費節減につながるかは不透明なため、現在の委託形態により算定しています。

○職員給与費に関する事項

計画期間中、地方公営企業法の適用のため、平成29年度から平成32年度までは、1人増員した10人で算定し、平成33年度以降は9人で算定しています。

○動力費に関する事項

平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○薬品費に関する事項

平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○修繕費に関する事項

マンホールポンプ場の修繕を見込み、算定しました。

○委託費に関する事項

マンホールポンプ場の増加分や下水道台帳システムの更新費用を考慮し、算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	奥州市汚水処理基本計画に基づき、農業集落排水施設処理場の統廃合や公共下水道への編入等を計画しております。
投資の平準化に関する事項	奥州市汚水処理基本計画により、平成44年度まで投資が多くなります。今後は管渠等の更新工事が必要となってきますが、ストックマネジメント手法を取り入れながら投資の平準化を図り、キャッシュ・フローの安定化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	下水道施設の保守点検業務、水質検査業務、使用料徴収事務業務等については外部委託を実施してきましたが、施設整備については、実施しない予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料については、料金収入の総額を維持する考えで、各自治区の料金を平成23年度に統一しましたが、施設の維持管理経費の増加に対しては、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図っております。 今後は、施設管理経費は使用料で賄うことを原則に、経営の安定化を図るため使用料見直しの検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道事業債償還基金積立金の積立額は、約1億300万円となっています。一般会計繰入金の負担を減らすため、取崩しの検討を行います。
その他の取組	建設改良費に国の交付金事業等活用や起債を充てるなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、当初効果はありますが、長期的には負担増となる可能性もあることから、慎重に検討していきます。委託業務の仕様書の工夫により、経費節減に努めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中、地方公営企業法の適用のため、平成29年度から平成32年度までは1人増員した10人で算定し、平成33年度以降は9人で算定していますが、事業規模や組織形態により、適正な職員管理を行っていきます。
動力費に関する事項	機器の更新時には、動力費が削減できる機器整備を検討していきます。また、電力自由化に伴う経費節減効果について検討してまいります。
薬品費に関する事項	施設の運転管理業務に含めていることから、適正な使用量を把握し、仕様書に反映させていきます。
修繕費に関する事項	突発的に発生する故障を未然に防ぐため、予防修繕を計画的に行います。施設の延命化を図ることにより、維持管理費の総額が低減するように努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について、検討を進め、経費節減・効率化に努めていきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上などの財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、法適化後の平成32年度に見直しを行います。 ただし、経営戦略と実績との乖離が著しいとき、又は経営戦略の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更になったときにも見直ししていきます。
---------------------	--

投資・財政計画（収支計画）

公共下水道事業

（単位：千円，％）

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		（決算）	（決算）										
区 分													
	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,610,587	1,610,606	1,713,039	1,806,322	1,852,460	1,910,327	1,998,885	2,035,272	2,112,158	2,161,414	2,184,083
(1) 営 業 収 益 (B)		808,371	821,982	828,610	831,432	833,902	836,297	850,874	855,088	881,911	892,472	935,118	953,656
ア 料 金 収 入		801,198	819,105	827,222	827,862	830,332	832,727	847,304	851,518	870,153	880,714	931,360	949,898
イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
ウ そ の 他		7,173	2,877	1,388	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570	11,758	11,758	3,758	3,758
(2) 営 業 外 収 益		802,216	788,624	884,429	974,890	1,018,558	1,074,030	1,148,011	1,180,184	1,230,247	1,268,942	1,248,965	1,240,357
ア 他 会 計 繰 入 金		801,940	775,397	861,989	944,522	1,010,490	1,066,462	1,147,943	1,180,116	1,230,179	1,268,874	1,248,897	1,240,289
イ そ の 他		276	13,227	22,440	30,368	8,068	7,568	68	68	68	68	68	68
2 総 費 用 (D)		1,130,096	1,111,619	1,115,589	1,170,807	1,142,552	1,135,367	1,156,414	1,146,233	1,160,770	1,151,419	1,183,437	1,180,594
(1) 営 業 費 用		693,049	698,128	730,316	796,911	776,755	777,599	804,905	800,484	822,773	822,210	859,214	863,505
ア 職 員 給 与 費		79,709	74,668	70,784	92,024	92,024	92,024	92,024	82,822	82,822	82,822	82,822	82,822
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他		613,340	623,460	659,532	704,887	684,731	685,575	712,881	717,662	739,951	739,388	776,392	780,683
(2) 営 業 外 費 用		437,047	413,491	385,273	373,896	365,797	357,768	351,509	345,749	337,997	329,209	324,223	317,089
ア 支 払 利 息		437,047	413,491	385,273	373,896	365,797	357,768	351,509	345,749	337,997	329,209	324,223	317,089
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	480,491	498,987	597,450	635,515	709,908	774,960	842,471	889,039	951,388	1,009,995	1,000,646	1,013,419	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,532,401	1,624,422	1,807,051	1,824,525	1,843,066	1,960,208	1,993,638	1,859,348	1,847,589	1,933,003	1,481,555	1,764,277
	(1) 地 方 債	1,139,200	1,212,500	1,260,900	1,201,800	1,246,000	1,345,100	1,345,300	1,237,700	1,225,800	1,254,400	910,300	1,045,700
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	584,000	616,500	551,500	517,100	520,800	503,100	457,400	403,900	352,600	297,100	203,700	158,500
	(2) 他 会 計 補 助 金	205,587	216,626	229,641	254,059	251,544	255,507	264,380	240,084	233,823	221,523	227,177	248,412
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国（都道府県）補助金	101,012	142,290	247,210	278,100	255,840	287,160	323,260	311,860	324,640	386,040	278,550	383,850
	(6) 工 事 負 担 金	86,602	53,006	69,300	90,566	89,682	72,441	60,698	69,704	63,326	71,040	65,528	86,315
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,003,716	2,128,478	2,410,108	2,460,040	2,552,974	2,735,168	2,836,109	2,748,387	2,798,977	2,942,998	2,482,201	2,777,696
	(1) 建 設 改 良 費	573,309	660,585	895,635	920,937	924,115	1,081,468	1,186,440	1,114,267	1,175,626	1,337,891	973,045	1,295,200
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,430,407	1,467,893	1,514,473	1,539,103	1,628,859	1,653,700	1,649,669	1,634,120	1,623,351	1,605,107	1,509,156	1,482,496
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 471,315	△ 504,056	△ 603,057	△ 635,515	△ 709,908	△ 774,960	△ 842,471	△ 889,039	△ 951,388	△ 1,009,995	△ 1,000,646	△ 1,013,419	

投資・財政計画（収支計画）

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	9,176	△ 5,069	△ 5,607									
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	1,500	10,676	5,607									
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	10,676	5,607										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	10,286	5,240										
実 質 収 支														
	黒	字 (P)	390	367										
	赤	字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		62.9	62.4	65.1	66.7	66.8	68.5	71.2	73.2	75.9	78.4	81.1	82.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額		(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	808,371	821,982	828,610	831,432	833,902	836,297	850,874	855,088	881,911	892,472	935,118	953,656
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模		(V)	808,371	821,982	828,610	831,432	833,902	836,297	850,874	855,088	881,911	892,472	935,118	953,656
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((T)/(V) \times 100)$													
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	23,192,353	22,942,260	22,705,387	22,398,384	22,023,525	21,722,425	21,418,056	21,021,636	20,624,085	20,273,378	19,674,522	19,237,726

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分			809,113	778,274	863,377	948,092	1,014,060	1,070,032	1,151,513	1,183,686	1,241,937	1,280,632	1,252,655	1,244,047
	うち基準内繰入金		713,109	708,831	823,218	866,410	925,916	958,784	1,005,550	1,057,168	1,113,248	1,163,219	1,163,422	1,178,073
	うち基準外繰入金		96,004	69,443	40,159	81,682	88,144	111,248	145,963	126,518	128,689	117,413	89,233	65,974
資 本 的 収 支 分			205,587	216,626	229,641	254,059	251,544	255,507	264,380	240,084	233,823	221,523	227,177	248,412
	うち基準内繰入金		205,587	216,626	229,641	239,059	251,544	255,507	250,880	240,084	233,823	221,523	227,177	234,912
	うち基準外繰入金					15,000			13,500					13,500
合 計			1,014,700	994,900	1,093,018	1,202,151	1,265,604	1,325,539	1,415,893	1,423,770	1,475,760	1,502,155	1,479,832	1,492,459

奥州市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奥州市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成32年4月1日(全部適用)
処理区域内人口密度	13.7(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区(北上川上流流域下水道胆江処理区)		
処 理 場 数	0箇所 ※岩手県が管理する水沢浄化センターで処理をしています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	水沢区、江刺区及び胆沢区では流域関連公共下水道として事業実施しており、数度にわたる拡大変更を経て平成20年に旧市町村の計画諸元設定等の考え方を整理し、奥州市公共下水道全体計画を策定しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(1月につき):1,000円 従量料金(汚水の量1m ³ につき)10m ³ 以下の分:80円、10m ³ を超え20m ³ 以下の分:120円、20m ³ を超え30m ³ 以下の分:140円、30m ³ を超え40m ³ 以下の分:160円、40m ³ を超え50m ³ 以下の分:180円、50m ³ を超え100m ³ 以下の分:190円、100m ³ を超える分:200円 ※(基本料金+従量料金)に消費税を加えた額が使用料となります。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	上記一般家庭用使用料体系と同じです。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	臨時用(一時使用する場合) 従量料金(汚水の量1m ³ につき):200円 ※従量料金に消費税を加えた額が使用料となります。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載
	平成26年度	3,240 円	平成25年度
	平成27年度	3,240 円	平成26年度
			平成27年度
			3,501 円
			3,599 円
			3,593 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成27年度は正規職員18人です。 平成27年度地方公営企業決算状況調査においては、公共下水道事業に9人、特定環境保全公共下水道事業に1人、農業集落排水事業に4人及び特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)に4人としています。
事業運営組織	平成18年2月20日に2市2町1村が合併し、奥州市となった際、本庁及び5つの総合支所体制となりました。合併時の下水道課職員数は28人でしたが、組織集約等で職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ施設点検清掃業務、流量計保守点検業務、水質検査業務、使用料徴収事務業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成26年度決算「経営比較分析表」(平成27年度に策定・公表)を添付しております。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の下水道事業について、経営の状況及び課題を把握するため、経年比較や他市町村との比較等による分析を行いました。</p>

2. 経営の基本方針

○効率的な汚水処理と経営の安定化
市内全域を見渡した総合的な奥州市汚水処理基本計画を策定し、効率的な汚水処理の推進を図るとともに、水洗化人口の増加のために普及を促進することにより、衛生的で快適な生活環境の確保と水環境の保全に努めます。

①広域的な汚水処理計画の策定と実施
公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの施設において、総合的に判断し、統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努めます。

②効率的な維持管理
維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図るため、ストックマネジメント手法を踏まえた計画的な維持管理に努めます。また、下水道ストックマネジメント支援制度などの交付金事業を有効に活用し、施設の健全化に努めます。

③水洗化促進と健全な経営
供用開始区域における水洗化普及促進を強化します。安定した汚水処理サービスを提供するため、地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入することにより、健全かつ安定的な事業経営を構築します。

④下水道業務継続計画(下水道BCP)の活用
大規模災害や長期停電などでも、ライフラインである下水道の使用を継続できるように下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、市民生活の停滞を防止するように努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
当該区域の既存宅地の整備は、終了しています。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
管渠は、耐用年数を超過していませんので、更新の予定はありません。

○広域化・共同化・最適化に関する事項
公共下水道に隣接する農業集落排水施設で、老朽化が著しい施設から公共下水道への統合(接続)工事を実施し、汚水処理事業の効率化を図ります。

○投資の平準化に関する事項
当該区域の整備は、終了しています。

○民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
本計画期間中は、見込んでおりませんが、将来的には他市の状況を見ながら検討します。

○防災・安全対策に関する事項
下水道業務継続計画(下水道BCP)により、毎年職場内研修を実施し、災害発生の際は市民生活の停滞を防止するように努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入れを極力減らすために、水洗化の向上と資本費平準化債の発行を計画しています。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により、使用料収入の減少が見込まれますが、水洗化率の向上に努めることで減少を抑えます。また、経営の安定化を図るため使用料の見直しの検討を進めます。

○企業債に関する事項
企業債は、流域下水道事業債及び資本費平準化債を計画しています。
借入額は、資本費平準化債の借入額が減るため、減少していきます。

○繰入金に関する事項
流域下水道維持管理経費及び公債費のそれぞれの一部に充てることで算定しました。
公債費は、基準内繰入れで算定し、地方交付税措置の対象としています。

○資産の有効活用に関する事項
本計画期間中は、該当ありませんが、将来的には他市の例を見ながら検討します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
水道事業の包括的民間委託等の状況を踏まえ検討してまいりますが、現状では経費節減につながるかは不透明なため、現在の委託形態により算定しています。

○職員給与費に関する事項
これまでと同じ1名で算定しました。

○動力費に関する事項
平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○薬品費に関する事項
該当なし。

○修繕費に関する事項
マンホールポンプ場の修繕を見込み、算定しました。

○委託費に関する事項
下水道台帳システムの更新費用を考慮し、算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	奥州市汚水処理基本計画に基づき、農業集落排水施設処理場の統廃合や公共下水道への編入等を計画しております。
投資の平準化に関する事項	奥州市汚水処理基本計画により、取組を進めます。今後は管渠等の更新工事が必要となってきますが、ストックマネジメント手法を取り入れながら投資の平準化を図り、キャッシュ・フローの安定化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	下水道施設の保守点検業務、水質検査業務、使用料徴収事務業務等については外部委託を実施してきましたが、施設整備については、実施しない予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料については、料金収入の総額を維持する考えで、各自治区の料金を平成23年度に統一しましたが、施設の維持管理経費の増加に対しては、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図っております。 今後は、施設管理経費は使用料で賄うことを原則に、経営の安定化を図るため使用料見直しの検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道事業債償還基金積立金の積立額は、約1億300万円となっています。一般会計繰入金への負担を減らすため、取崩しの検討を行います。
その他の取組	建設改良費に国の交付金事業等活用や起債を充てるなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、当初効果はありますが、長期的には負担増となる可能性もあることから、慎重に検討していきます。委託業務の仕様書の工夫により、経費節減に努めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、1人で算定していますが、事業規模や組織形態により、適正な職員管理を行っていきます。
動力費に関する事項	機器の更新時には、動力費が削減できる機器整備を検討していきます。また、電力自由化に伴う経費節減効果について検討してまいります。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	突発的に発生する故障を未然に防ぐため、予防修繕を計画的に行います。施設の延命化を図ることにより、維持管理費の総額が低減するように努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について、検討を進め、経費節減・効率化に努めていきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上などの財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、法適化後の平成32年度に見直しを行います。 ただし、経営戦略と実績との乖離が著しいとき、又は経営戦略の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更になったときにも見直ししていきます。
---------------------	--

投資・財政計画（収支計画）

特定環境保全公共下水道事業

（単位：千円，％）

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		（決算）	（決算）										
区 分													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	95,589	90,313	109,218	118,321	121,402	122,421	125,292	126,792	129,776	130,431	131,633	131,999
	(1) 営 業 収 益 (B)	35,513	35,857	35,212	34,716	34,220	33,725	33,230	32,838	32,445	32,053	31,659	31,267
	ア 料 金 収 入	35,513	35,857	35,212	34,716	34,220	33,725	33,230	32,838	32,445	32,053	31,659	31,267
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	60,076	54,456	74,006	83,605	87,182	88,696	92,062	93,954	97,331	98,378	99,974	100,732
	ア 他 会 計 繰 入 金	60,076	54,456	74,006	83,605	87,182	88,696	92,062	93,954	97,331	98,378	99,974	100,732
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	59,427	56,190	65,269	69,283	68,468	67,672	68,362	67,616	68,140	67,010	67,690	67,333
	(1) 営 業 費 用	39,907	38,384	48,847	53,758	53,818	53,894	55,449	55,571	57,025	56,878	58,440	59,004
	ア 職 員 給 与 費	6,566	7,052	8,458	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	33,341	31,332	40,389	45,108	45,168	45,244	46,799	46,921	48,375	48,228	49,790	50,354
	(2) 営 業 外 費 用	19,520	17,806	16,422	15,525	14,650	13,778	12,913	12,045	11,115	10,132	9,250	8,329
	ア 支 払 利 息	19,520	17,806	16,422	15,525	14,650	13,778	12,913	12,045	11,115	10,132	9,250	8,329
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	36,162	34,123	43,949	49,038	52,934	54,749	56,930	59,176	61,636	63,421	63,943	64,666	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	41,658	46,241	40,127	39,497	42,433	43,628	40,141	36,088	29,044	22,375	23,112	23,866
	(1) 地 方 債	37,800	42,300	37,100	36,100	39,000	40,200	36,900	33,400	27,200	21,100	21,800	22,500
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	35,400	40,500	36,200	35,600	36,700	36,600	33,300	31,000	24,300	19,200	20,100	21,000
	(2) 他 会 計 補 助 金	2,524	2,544	2,597	2,626	2,662	2,657	2,470	1,917	1,073	504	541	595
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国（都道府県）補助金												
	(6) 工 事 負 担 金	1,334	1,397	430	771	771	771	771	771	771	771	771	771
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	77,766	80,399	84,235	88,535	95,367	98,377	97,071	95,264	90,680	85,796	87,055	88,532
	(1) 建 設 改 良 費	2,433	1,830	938	563	2,385	3,632	3,694	2,466	2,907	1,909	1,755	1,500
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	75,333	78,569	83,297	87,972	92,982	94,745	93,377	92,798	87,773	83,887	85,300	87,032
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 36,108	△ 34,158	△ 44,108	△ 49,038	△ 52,934	△ 54,749	△ 56,930	△ 59,176	△ 61,636	△ 63,421	△ 63,943	△ 64,666	

投資・財政計画（収支計画）

区 分	年 度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(K)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	(K)	54	△ 35	△ 159									
積 立 金		(K)	(L)												
前年度からの繰越金		(L)	(M)	140	194	159									
前年度繰上充用金		(M)	(N)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	(O)	194	159										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	(P)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	赤 字 (Q)	(R)	194	159										
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$			70.9	67.0	73.5	75.2	75.2	75.4	77.5	79.0	83.2	86.4	86.0	85.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)	(S)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	(T)	35,513	35,857	35,212	34,716	34,220	33,725	33,230	32,838	32,445	32,053	31,659	31,267
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)	(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)	(V)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)	(W)	35,513	35,857	35,212	34,716	34,220	33,725	33,230	32,838	32,445	32,053	31,659	31,267
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高		(W)	(X)												
地 方 債 残 高		(X)		1,185,078	1,148,809	1,102,612	1,050,740	996,758	942,213	885,736	826,338	765,765	702,978	639,478	574,946

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度												
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的収支分	60,076	54,456	74,006	83,605	87,182	88,696	92,062	93,954	97,331	98,378	99,974	100,732	
うち基準内繰入金	46,143	42,327	50,950	54,921	57,507	58,414	59,891	61,442	63,626	64,913	64,454	64,230	
うち基準外繰入金	13,933	12,129	23,056	28,684	29,675	30,282	32,171	32,512	33,705	33,465	35,520	36,502	
資本的収支分	2,524	2,544	2,597	2,626	2,662	2,657	2,470	1,917	1,073	504	541	595	
うち基準内繰入金	2,524	2,544	2,597	2,626	2,662	2,657	2,470	1,917	1,073	504	541	595	
うち基準外繰入金													
合 計	62,600	57,000	76,603	86,231	89,844	91,353	94,532	95,871	98,404	98,882	100,515	101,327	

奥州市下水道事業経営戦略

団 体 名	奥州市
事 業 名	農業集落排水事業
策 定 日	平成 29 年 2 月
計 画 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和59年度(32年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成32年4月1日(全部適用)
処理区域内人口密度	18.2(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	32区(姉体町吹張、姉体町上島、真城折居、姉体町上野、黒石町二渡、川西、増沢、二子町、上三照、倉沢、石関、梁川、人首町、伊手町、白山、稲置、古城、岩堰、赤生津、天王、前沢北部、母体町、高橋、徳岡、供養塚、愛宕、辻、瀬原、古戸、池田川東、富田川西及び六道寺向深沢)		
処 理 場 数	30箇所(姉体町吹張、姉体町上島、真城折居、姉体町上野、二渡・天王、川西、増沢、二子町、上三照、倉沢、石関、梁川、人首町、伊手町、稲置、古城、岩堰、赤生津、前沢北部、母体町、高橋、徳岡、供養塚、愛宕、辻、瀬原、古戸、池田川東、富田川西及び六道寺向深沢)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	各処理場で発生する汚泥は一部事務組合である胆江地区衛生センター(し尿処理場)へ搬出され、脱水ケーキとして同センターの焼却施設で焼却処理しています。 白山処理場は、施設の老朽化が進行し更新等の検討を行った結果、隣接している前沢北部地区に取り込むことが有利となったことから廃止し、平成19年10月1日から前沢北部処理場で処理を始めました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(1月につき):1,000円 従量料金(汚水の量1m ³ につき)10m ³ 以下の分:60円、10m ³ を超え20m ³ 以下の分:80円、20m ³ を超え30m ³ 以下の分:100円、30m ³ を超え40m ³ 以下の分:110円、40m ³ を超え50m ³ 以下の分:120円、50m ³ を超え100m ³ 以下の分:130円、100m ³ を超える分:140円 ※(基本料金+従量料金)に消費税を加えた額が使用料となります。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	上記一般家庭用使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	臨時用(一時使用する場合) 従量料金(汚水の量1m ³ につき):140円 ※従量料金に消費税を加えた額が使用料となります。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,520 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,688 円
	平成26年度	2,592 円		平成26年度	2,774 円
	平成27年度	2,592 円		平成27年度	2,784 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成27年度は正規職員18人です。 平成27年度地方公営企業決算状況調査においては、公共下水道事業に9人、特定環境保全公共下水道事業に1人、農業集落排水事業に4人及び特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)に4人としています。
事業運営組織	平成18年2月20日に2市2町1村が合併し、奥州市となった際、本庁及び5つの総合支所体制となりました。合併時の下水道課職員数は28人でしたが、組織集約等で職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、真空ステーション維持管理業務、施設管理技術補助業務、電気保安業務、使用料徴収事務業務、排水設備審査・検査業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成26年度決算「経営比較分析表」(平成27年度に策定・公表)を添付しております。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の農業集落排水事業について、経営の状況及び課題を把握するため、経年比較や他市町村との比較等による分析を行いました。</p>
--

2. 経営の基本方針

○効率的な汚水処理と経営の安定化
市内全域を見渡した総合的な奥州市汚水処理基本計画を策定し、効率的な汚水処理の推進を図るとともに、水洗化人口の増加のために普及を促進することにより、衛生的で快適な生活環境の確保と水環境の保全に努めます。

①広域的な汚水処理計画の策定と実施
公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの施設において、総合的に判断し、統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努めます。

②効率的な維持管理
維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図るため、ストックマネジメント手法を踏まえた計画的な維持管理に努めます。また機能強化などの交付金事業を有効に活用し、施設の健全化に努めます。

③水洗化促進と健全な経営
供用開始区域における水洗化普及促進を強化します。安定した汚水処理サービスを提供するため、地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入することにより、健全かつ安定的な事業経営を構築します。

④下水道業務継続計画(下水道BCP)の活用
大規模災害や長期停電などでも、ライフラインである下水道の使用を継続できるように下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、市民生活の停滞を防止するように努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
事業地区は平成26年度までに全て完了しています。今後は施設の設備更新、統廃合について実施していきます。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
処理施設の設備更新を進めます。また、近接した処理場を統合する整備費を見込んでいます。

○広域化・共同化・最適化に関する事項
公共下水道に隣接する農業集落排水施設で、老朽化が著しい施設から公共下水道への統合(接続)工事を実施し、汚水処理事業の効率化を図ります。本計画期間中は、6地区の汚水処理施設から公共下水道への接続工事を予定しており、総額8億円の事業費を見込んでいます。

○投資の平準化に関する事項
本計画期間中は、近接した処理場の統廃合を見込んでいるため、投資額が一時増加しますが、その後は投資を抑える計画となります。

○民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
本計画期間中は、見込んでおりませんが、将来的には他市の状況を見ながら検討します。

○防災・安全対策に関する事項
下水道業務継続計画(下水道BCP)により、毎年職場内研修を実施し、災害発生の際は市民生活の停滞を防止するように努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
建設改良費に係る財源は、事業費の1/2について、農山漁村地域整備交付金を見込んでいます。そのほかは、企業債の借入れでの財源確保を見込んでいます。一般会計からの繰入れを極力減らすために、水洗化の向上と資本費平準化債の発行を計画しています。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により、使用料収入の減少が見込まれますが、水洗化率の向上に努めることで減少を抑えます。また、経営の安定化を図るため使用料の見直しの検討を進めます。

○企業債に関する事項
企業債は、主に農山漁村地域整備交付金を充てた残りの財源として借ります。そのほか資本費平準化債及び公営企業会計適用債を計画しています。借入残高は、既にピークを超えており、減少傾向となります。

○繰入金に関する事項
一般管理経費、維持管理経費及び公債費のそれぞれの一部に充てることで算定しました。公債費は、基準内繰入れで算定し、地方交付税措置の対象としています。

○資産の有効活用に関する事項
本計画期間中は、該当ありませんが、将来的には他市の例を見ながら検討します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
水道事業の包括的民間委託等の状況を踏まえ検討してまいりますが、現状では経費節減につながるかは不透明なため、現在の委託形態により算定しています。

○職員給与費に関する事項
計画期間中、地方公営企業法の適用のため、平成29年度から平成32年度までは、1人増員した5人で算定し、平成33年度以降は、4人で算定しています。

○動力費に関する事項
平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○薬品費に関する事項
平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○修繕費に関する事項
平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○委託費に関する事項
平成28年度予算ベースで算定し、以降は労務費の上昇を考慮し、算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	奥州市汚水処理基本計画に基づき、農業集落排水施設処理場の統廃合や公共下水道への編入等を計画しております。
投資の平準化に関する事項	本計画期間中は奥州市汚水処理基本計画により投資額が一時増加しますが、期間後は現在の最適整備構想を見直しながら、農業集落排水施設全体の更新整備等を平準化させ、的確かつ効率的な予防保全対策を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	農業集落排水施設維持管理業務、電気保安業務、使用料徴収事務業務等を委託しておりますが、事業地区は平成26年度までに全て完了しており、施設整備については、実施しない予定であります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料については、料金収入の総額を維持する考えで、各自治区の料金を平成23年度に統一しましたが、施設の維持管理経費の増加に対しては、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図っております。 今後は、施設管理経費は使用料で賄うことを原則に、経営の安定化を図るため使用料見直しの検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業債償還基金積立金の積立額は、約2億1千600万円となっています。一般会計繰入金の負担を減らすため、取崩しの検討を行います。
その他の取組	建設改良費に国の交付金事業等の活用や起債を充てるなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、当初効果はありますが、長期的には負担増となる可能性もあることから、慎重に検討していきます。当面は委託業務の仕様書の工夫により、経費節減に努めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、地方公営企業法の適用のため、平成29年度から平成32年度までは、1人増員した5人で算定し、平成33年度以降は、4人で算定していますが、事業規模や組織形態により、適正な職員管理を行ってまいります。
動力費に関する事項	機器の更新時には、動力費が削減できる機器整備を検討していきます。また、電力自由化に伴う経費節減効果について検討してまいります。
薬品費に関する事項	施設の維持管理業務委託に含めていることから、適正な使用量を把握し、仕様書に反映させていきます。
修繕費に関する事項	突発的に発生する故障を未然に防ぐため、予防修繕を計画的に行います。施設の延命化を図ることにより、維持管理費の総額が低減するように努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について、検討を進め、経費節減・効率化に努めていきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上などの財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、法適化後の平成32年度に見直しを行います。 ただし、経営戦略と実績との乖離が著しいとき、又は経営戦略の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更になったときにも見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画（収支計画）

農業集落排水事業

（単位：千円，％）

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)										
区 分													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	827,233	817,485	923,363	955,643	945,944	951,165	954,107	949,943	964,670	964,329	952,052	945,044
	(1) 営 業 収 益 (B)	194,630	193,826	195,607	194,137	192,754	191,368	182,625	181,297	172,528	171,234	151,058	149,893
	ア 料 金 収 入	192,969	193,826	195,607	194,137	192,754	191,368	182,625	181,297	172,528	171,234	151,058	149,893
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1,661											
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	632,603	623,659	727,756	761,506	753,190	759,797	771,482	768,646	792,142	793,095	800,994	795,151
	ア 他 会 計 繰 入 金	630,660	622,602	702,465	729,104	750,788	757,495	771,480	768,644	792,140	793,093	800,992	795,149
	イ そ の 他	1,943	1,057	25,291	32,402	2,402	2,302	2	2	2	2	2	2
	2 総 費 用 (D)	525,332	505,712	540,262	541,158	499,074	487,183	473,319	451,892	449,645	435,147	420,177	407,111
	(1) 営 業 費 用	255,286	251,335	303,454	317,977	287,905	287,618	285,735	276,290	287,290	287,205	285,912	285,835
	ア 職 員 給 与 費	23,300	23,160	25,340	34,691	34,691	34,691	34,691	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	231,986	228,175	278,114	283,286	253,214	252,927	251,044	250,950	261,950	261,865	260,572	260,495
	(2) 営 業 外 費 用	270,046	254,377	236,808	223,181	211,169	199,565	187,584	175,602	162,355	147,942	134,265	121,276
ア 支 払 利 息	270,046	254,377	236,808	223,181	211,169	199,565	187,584	175,602	162,355	147,942	134,265	121,276	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	301,901	311,773	383,101	414,485	446,870	463,982	480,788	498,051	515,025	529,182	531,875	537,933	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	669,888	614,161	535,650	551,443	668,349	673,069	728,719	628,731	581,523	547,946	546,072	502,549
	(1) 地 方 債	458,700	437,900	391,100	394,700	466,100	473,800	499,900	444,300	414,400	382,800	378,300	332,100
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	377,000	402,000	381,600	377,200	395,200	407,400	411,100	410,800	394,600	363,000	358,500	312,300
	(2) 他 会 計 補 助 金	129,674	133,037	132,786	135,929	143,235	145,255	149,935	145,867	143,809	141,832	144,458	147,135
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	70,852	38,330	10,500	19,550	57,750	52,750	77,620	37,300	22,050	22,050	22,050	22,050
	(6) 工 事 負 担 金	10,662	4,894	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264	1,264
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	972,189	926,405	919,738	965,928	1,115,219	1,137,051	1,209,507	1,126,782	1,096,548	1,077,128	1,077,947	1,040,482
	(1) 建 設 改 良 費	160,636	78,248	21,362	39,100	135,500	125,500	175,250	74,600	44,100	44,100	44,100	44,100
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	811,553	848,157	898,376	926,828	979,719	1,011,551	1,034,257	1,052,182	1,052,448	1,033,028	1,033,847	996,382
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 302,301	△ 312,244	△ 384,088	△ 414,485	△ 446,870	△ 463,982	△ 480,788	△ 498,051	△ 515,025	△ 529,182	△ 531,875	△ 537,933	

投資・財政計画（収支計画）

区 分	年 度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(K)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	(K)	△ 400	△ 471	△ 987									
積 立 金		(K)	(L)												
前年度からの繰越金		(L)	(M)	1,858	1,458	987									
前年度繰上充用金		(M)	(N)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	(O)	1,458	987										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	(P)												
実 質 収 支	黒字	(P)	(Q)	1,458	987										
	赤字	(Q)	(R)												
赤字比率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$														
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$			61.9	60.4	64.2	65.1	64.0	63.5	63.3	63.2	64.2	65.7	65.5	67
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額		(R)	(S)												0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	(T)	192,969	193,826	195,607	194,137	192,754	191,368	182,625	181,297	172,528	171,234	151,058	149,893
地方財政法による資金の不足比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)	(U)												0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)	(V)												0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)	(W)	192,969	193,826	195,607	194,137	192,754	191,368	182,625	181,297	172,528	171,234	151,058	149,893
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														0
他会計借入金残高		(W)	(X)												
地 方 債 残 高		(X)	(Y)	13,727,956	13,317,699	12,830,923	12,331,195	11,819,976	11,284,525	10,750,168	10,142,286	9,504,238	8,854,010	8,198,463	7,534,181

○他会計繰入金

(単位：千円) 単位：千円)

区 分	年 度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(K)	(決算)	(決算)										
収益的収支分				630,660	622,602	702,465	729,104	750,788	757,495	771,480	768,644	792,140	793,093	800,992	795,149
うち基準内繰入金				517,957	511,495	564,137	580,166	598,495	602,991	607,280	612,264	616,640	618,076	607,734	603,326
うち基準外繰入金				112,703	111,107	138,328	148,939	152,293	154,503	164,200	156,380	175,500	175,018	193,258	191,823
資本的収支分				129,674	133,037	132,786	135,929	143,235	145,255	149,935	145,867	143,809	141,832	144,458	147,135
うち基準内繰入金				126,662	129,019	131,424	133,879	136,385	138,905	141,105	142,067	141,559	139,582	142,208	144,885
うち基準外繰入金				3,012	4,018	1,362	2,050	6,850	6,350	8,830	3,800	2,250	2,250	2,250	2,250
合 計				760,334	755,639	835,251	865,033	894,023	902,750	921,415	914,511	935,949	934,925	945,450	942,284

奥州市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奥州市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	0.2(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(集合処理区域以外)		
浄化槽管理基数	2,394基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成20年に旧市町村の計画緒元設定等の考え方を整理し策定した公共下水道全体計画に伴い、浄化槽整備区域を見直しました。 各浄化槽で発生する汚泥は一部事務組合である胆江地区衛生センター(し尿処理場)へ搬出され、脱水ケーキとして同センターの焼却施設で焼却処理しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(1月につき):2,667円 従量料金(汚水の量1㎡につき)10㎡以下の分:80円、10㎡を超え20㎡以下の分:110円、20㎡を超え30㎡以下の分:130円、30㎡を超え40㎡以下の分:150円、40㎡を超え50㎡以下の分:170円、50㎡を超え100㎡以下の分:180円、100㎡を超える分:190円 ※(基本料金+従量料金)に消費税を加えた額が使用料となります。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記一般家庭用使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用(一時使用する場合) 従量料金(汚水の量1㎡につき):200円 ※従量料金に消費税を加えた額が使用料となります。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,795 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,678 円
	平成26年度	4,932 円		平成26年度	4,825 円
	平成27年度	4,932 円		平成27年度	4,864 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成27年度は正規職員18人です。 平成27年度地方公営企業決算状況調査においては、公共下水道事業に9人、特定環境保全公共下水道事業に1人、農業集落排水事業に4人及び特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)に4人としています。
事業運営組織	平成18年2月20日に2市2町1村が合併し、奥州市となった際、本庁及び5つの総合支所体制となりました。合併時の下水道課職員数は28人でしたが、組織集約等で職員の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽清掃業務、浄化槽保守点検業務、使用料徴収事務業務、排水設備審査・検査業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	民間資金、経営及び技術的能力を活用することにより、効率的に事業実施するため、水沢区の浄化槽整備区域において平成19年から平成28年度までの10年間、PFI事業を導入しています。これまでに浄化槽376基を設置し、維持管理を行ってきました。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成26年度決算「経営比較分析表」(平成27年度に策定・公表)を添付しております。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の特定地域排水処理事業(浄化槽事業)について、経営の状況及び課題を把握するため、経年比較や他市町村との比較等による分析を行いました。</p>

2. 経営の基本方針

○効率的な汚水処理と経営の安定化

市内全域を見渡した総合的な奥州市汚水処理基本計画を策定し、効率的な汚水処理の推進を図るとともに、水洗化人口の増加のために普及を促進することにより、衛生的で快適な生活環境の確保と水環境の保全に努めます。

①広域的な汚水処理計画の策定と実施

平成28年度に策定する奥州市汚水処理基本計画に基づき、公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント等の集合処理区域外を浄化槽事業区域とし、効率的な汚水処理の推進を図ります。

②効率的な維持管理

維持管理に係る予算の平準化を図るため、計画的な維持管理に努めます。

③水洗化促進と健全な経営

事業区域における水洗化普及促進を強化し、健全かつ安定的な事業経営を構築します。

④下水道業務継続計画(下水道BCP)の活用

大規模災害などでも、下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、市民生活の停滞を防止するように努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

計画期間中は、年度当たり181基(7人槽換算)の浄化槽設置を目標にしております。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

浄化槽の設置については、年間2億の整備費を見込んでいます。更新については、地方公営企業法では耐用年数を28年としていますが、実績からみると躯体は30～50年が一般的な数値となりますので、本計画期間中は計画しておりません。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

奥州市汚水処理基本計画により、集合処理区域外を浄化槽整備区域とし、効率的な汚水処理の推進を図ります。

○投資の平準化に関する事項

浄化槽設置は、景気等により申請の増減があると考えますが、本計画期間は一定の事業費を見込んでおります。

○民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

水沢区のPFI事業は、平成28年度で終了します。継続契約は見込んでおりません。

○防災・安全対策に関する事項

下水道業務継続計画(下水道BCP)を活用し、毎年職場内研修を実施し、災害発生の際は市民生活の停滞を防止するように努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

建設改良費に係る財源は、事業費の1/3について、循環型社会形成推進交付金を見込んでいます。そのほかは、企業債の借入れ及び分借金での財源確保を見込んでいます。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により、使用料収入の減少が見込まれます。見直しについて検討を進めます。

○企業債に関する事項

企業債は、主に循環型社会形成推進交付金と分借金を充てた残りの財源として借り入れます。

○繰入金に関する事項

一般管理経費、維持管理経費及び公債費のそれぞれの一部に充てることで算定しました。

公債費は、基準内繰入れで算定し、地方交付税措置の対象としております。

○資産の有効活用に関する事項

本計画期間中は、該当ありませんが、将来的には他市の例を見ながら検討します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

水沢区のPFI事業の評価を踏まえ検討してまいりますが、現状では経費節減につながるかは不透明なため、現在の委託形態により算定しています。

○職員給与費に関する事項

計画期間中は、4人で算定しています。

○動力費に関する事項

該当なし

○薬品費に関する事項

平成28年度予算ベースで算定し、以降は管理基数の増加数から算定しました。

○修繕費に関する事項

平成28年度予算ベースで算定し、以降は過去の推移を考慮し、算定しました。

○委託費に関する事項

平成28年度予算ベースで算定し、以降は管理基数の増加数及び労務費の上昇を考慮し、算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化は全国的な動向や県内の状況を注視していきます。最適化については、集合処理区域外を浄化槽整備区域として効率的な汚水処理の推進を図ります。
投資の平準化に関する事項	浄化槽整備区域の普及が進むことにより、整備基数も減少してくることが想定されますので、投資額は経年とともに減少していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	水沢区のPFI事業方式は、平成28年度で終了します。今後は他市の状況を見ながら検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料については、料金収入の総額を維持する考えで、各自治区の料金を平成23年度に統一しましたが、施設の維持管理経費の増加に対しては、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図っております。 今後は、施設管理経費は使用料で賄うことを原則に、経営の安定化を図るため使用料見直しの検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	浄化槽市町村整備推進事業債償還基金積立金の積立額は、約3億3千500万円となっています。一般会計繰入金の負担を減らすため、取崩しの検討を行います。
その他の取組	建設改良費に国の交付金事業等活用や起債を充てるなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、当初効果はありますが、長期的には負担増となる可能性もあることから、慎重に検討していきます。当面は委託業務の仕様書の工夫により、経費節減に努めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、4人で算定していますが、事業規模や組織形態により、適正な職員管理を行っていきます。
動力費に関する事項	奥州市営浄化槽条例第22条の規定に基づき、使用者の負担となります。
薬品費に関する事項	施設の保守点検業務委託に含めていることから、適正な使用量を把握し、仕様書に反映させていきます。
修繕費に関する事項	突発的に発生する故障を未然に防ぐため、予防修繕を計画的に行います。施設の延命化を図ることにより、維持管理費の総額が低減するように努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について、検討を進め、経費節減・効率化に努めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行います。 ただし、経営戦略と実績との乖離が著しいとき、又は経営戦略の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更になったときにも見直していきます。
---------------------	--

投資・財政計画（収支計画）

特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業）

（単位：千円，％）

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	228,283	245,486	256,008	287,147	305,945	319,926	337,526	355,257	385,410	405,094	411,217	417,341
	(1) 営 業 収 益 (B)	144,399	150,672	154,230	163,619	174,660	185,701	196,742	207,783	218,824	229,865	240,906	251,947
	ア 料 金 収 入	144,399	150,672	154,230	163,619	174,660	185,701	196,742	207,783	218,824	229,865	240,906	251,947
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	83,884	94,814	101,778	123,528	131,285	134,225	140,784	147,474	166,586	175,229	170,311	165,394
	ア 他 会 計 繰 入 金	81,264	90,900	99,016	120,766	128,523	131,463	138,022	144,712	163,824	172,467	167,549	162,632
	イ そ の 他	2,620	3,914	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762	2,762
	2 総 費 用 (D)	200,611	213,970	223,364	246,935	261,583	276,310	291,018	305,721	333,125	348,364	349,954	351,454
	(1) 営 業 費 用	178,646	192,145	201,922	225,025	238,307	251,579	264,841	278,133	304,155	318,077	318,439	318,801
	ア 職 員 給 与 費	20,870	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453	28,453
	うち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	157,776	163,692	173,469	196,572	209,854	223,126	236,388	249,680	275,702	289,624	289,986	290,348
	(2) 営 業 外 費 用	21,965	21,825	21,442	21,910	23,276	24,731	26,177	27,588	28,970	30,287	31,515	32,653
	ア 支 払 利 息	21,965	21,825	21,442	21,910	23,276	24,731	26,177	27,588	28,970	30,287	31,515	32,653
うち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	27,672	31,516	32,644	40,212	44,362	43,616	46,508	49,536	52,285	56,730	61,263	65,887	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	107,119	98,150	115,536	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824
	(1) 地 方 債	60,400	54,500	65,400	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	236	53	210	234	234	234	234	234	234	234	234	234
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	35,537	33,615	38,444	66,608	66,608	66,608	66,608	66,608	66,608	66,608	66,608	66,608
	(6) 工 事 負 担 金	10,946	9,982	11,482	19,982	19,982	19,982	19,982	19,982	19,982	19,982	19,982	19,982
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	134,007	130,005	149,094	240,036	244,186	243,440	246,332	249,360	252,109	256,554	261,087	265,711
	(1) 建 設 改 良 費	106,619	98,150	115,336	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824	199,824
	うち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,388	31,855	33,758	40,212	44,362	43,616	46,508	49,536	52,285	56,730	61,263	65,887
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 26,888	△ 31,855	△ 33,558	△ 40,212	△ 44,362	△ 43,616	△ 46,508	△ 49,536	△ 52,285	△ 56,730	△ 61,263	△ 65,887	

投資・財政計画（収支計画）

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)-(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)-(I)	(J)	784	△ 339	△ 914									
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	769	1,253	914									
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,553	914										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支			1,553	914										
	(N)-(O)													
赤 字 比 率														
収益的収支比率			100.1	99.9	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	144,399	150,672	154,230	163,619	174,660	185,701	196,742	207,783	218,824	229,865	240,906	251,947
地方財政法による 資金不足の比率														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)	144,399	150,672	154,230	163,619	174,660	185,701	196,742	207,783	218,824	229,865	240,906	251,947
健全化法第22条により算定した 資金不足比率														
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	1,214,317	1,236,962	1,268,604	1,341,392	1,410,030	1,479,414	1,545,906	1,609,370	1,670,085	1,726,355	1,778,092	1,825,205

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算)										
収益的収支分			81,264	90,900	99,016	120,766	128,523	131,463	138,022	144,712	163,824	172,467	167,549	162,632
	うち基準内繰入金		46,885	50,996	52,439	59,016	64,256	64,929	69,051	73,268	77,192	82,665	88,139	93,613
	うち基準外繰入金		34,379	39,904	46,577	61,750	64,267	66,535	68,972	71,445	86,632	89,802	79,410	69,019
資本的収支分			236	53	210	234	234	234	234	234	234	234	234	234
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		236	53	210	234	234	234	234	234	234	234	234	234
合 計			81,500	90,953	99,226	121,000	128,757	131,697	138,256	144,946	164,058	172,701	167,783	162,866